

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十八条第三項において準用する同法第十七條第二項の規定によつて、次のとおり登録検査機関の登録を更新した。

令和七年九月一日

広島県知事 湯崎英彦

一 登録更新年月日及び登録番号

1 登録更新年月日

令和七年九月一日

2 登録番号

三十四

二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社あすなろ

2 代表者の氏名

森下公造

3 主たる事務所の所在地

山県郡北広島町壬生二三〇番地

三 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米

四 登録の区分

品位等検査

五 農産物検査を行う区域

広島県

六 農産物検査員の氏名及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏名	農産物検査の種類
五反田 薫	農産物検査を行ふ
河原 真	農産物検査を行ふ
上長者 和則	農産物検査を行ふ
河月 聰志	農産物検査を行ふ

河月 聰志	玄米	玄米	玄米	玄米	玄米	玄米	農産物検査を行ふ
濱中 大輔	玄米	玄米	玄米	玄米	玄米	玄米	農産物検査を行ふ
山本 和也	玄米	玄米	玄米	玄米	玄米	玄米	農産物検査を行ふ
沖石 和幸	玄米	玄米	玄米	玄米	玄米	玄米	農産物検査を行ふ
河原 真	玄米	玄米	玄米	玄米	玄米	玄米	農産物検査を行ふ
上長者 和則	玄米	玄米	玄米	玄米	玄米	玄米	農産物検査を行ふ
五反田 薫	玄米	玄米	玄米	玄米	玄米	玄米	農産物検査を行ふ
河月 聰志	玄米	玄米	玄米	玄米	玄米	玄米	農産物検査を行ふ